

若者起業家育成事業企画・運営業務 仕様書

1 委託業務名

若者起業家育成事業企画・運営業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料（上限）

5,862,000円（消費税および地方消費税を含む）

4 委託業務の目的

県では、令和5年5月に「ふくいNEW経済ビジョン」を策定し、地域経済の持続的発展を通じた豊かさの向上や多様な価値観と自己実現が叶う環境づくりを目指すため、地域において、人材、物資、技術といった経営資源を循環させる「福井型エコシステム」を推進しており、このシステムを今後も持続・発展させていくためにも、県、支援機関、先輩起業家等が連携し、次世代を担う若手起業家の発掘支援が必要である。

そこで、県内の若者が持つ自由な発想や能力を活かしたビジネスアイデアの具体化を支援するプログラムの実施を通して、若手起業家を育成することで、若手スタートアップ（大きく成長する可能性を持つ起業家）や、福井ベンチャーピッチへの登壇者創出を図る。

また、育成した起業家が、県内公的支援機関等の各種支援をスムーズに利用できるスキームを構築し、起業後の成長を支援すること

5 委託業務の内容

1) 本事業における支援対象

起業をしたいという意思があり、それに向けて具体的な知識や仲間を求めている若者
（原則 30 代以下）

2) 業務概要

下記①～⑤を要素とするプログラムを策定し、支援対象者のニーズを取り入れながら事業を遂行すること。また、いずれについても受託者による代替案を受け付ける。なお、原則対面によるものとするが、状況に応じてWEB 会議ツール等の活用も検討すること

①起業に向けたプログラムの実施

- ・支援対象者が起業のために必要なプログラムを企画し、実施すること。なお、支援対象者が主体的に動く内容とし、必要に応じて自治体や関係機関との意見交換の場を提供すること
- ・先輩起業家と意見交換できる機会を盛り込み、支援対象者が具体的な起業ビジョンを持てるような仕組みを作ること
- ・連続したプログラムにより支援対象者を支援する内容を想定しており、10～15名程度の参加が継続して見込まれるような設計を行うこと。また、支援対象者の8割以上が事業

の具体的な計画を作成し、3割以上が事業年度もしくは事業後1年以内に起業していることを目標値とする（起業の方式は個人・法人を問わない）

②スタートアップ創出のための育成支援の実施

- ・支援対象者個別の事業計画の策定からビジネス化までを段階的に支援すること
- ・支援対象者の起業を支援するうえで十分な起業/経営知識を有する者をメンターとして設置し、支援対象者に起業にかかる具体的かつ専門的な知識を提供でき、かつ支援対象者が気軽に相談できる体制を用意すること。

③県内外の起業家との交流やコミュニティの形成

- ・県外の起業家や投資家、県外の若手スタートアップとの交流機会を設定するなど、支援対象者のモチベーション向上、視野拡大につながる内容を検討し、実施すること
- ・県が別途運営するオンラインコミュニティと連携して支援対象者のサポートを行うこと

④情報発信、広報について

- ・本事業について、SNSやHP等、様々な広報媒体を活用してプログラムの効果的な情報発信等を行うこと

6 スケジュールについて

スケジュールについては、受託者からの提案をもとに、県と協議の上確定することとする。なお県としては開始までのスケジュールは以下を想定している。

スケジュール(案)

令和 6年	7月上旬	契約締結
	7月中旬	事業開始
	10月上旬	プログラム開始

7 業務の報告

- ・業務の進捗、支援対象者の状況等について定期的に共有すること
- ・業務終了後、速やかに全体の実施報告書を提出すること
- ・その他、県の指示に応じて、関係資料を提出すること

8 その他

- ・実施体制について、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと
- ・事業運営中に、参加者の声や要望に合わせて適宜企画内容の変更をすること。ただし変更の際は、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること
- ・（公財）ふくい産業支援センターと随時情報共有等行いながら事業を実施すること
- ・育成した起業家の事業後の成長支援は、受託者や受託者の関係する企業・投資家等に限ることなく、県内外の企業・投資家等を紹介するなど広がりのあるものとする